

千里金蘭大学学術リポジトリ運用規程

(趣旨)

第1条

千里金蘭大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は千里金蘭大学（以下「本学」という。）において生産された教育・研究活動の成果物（以下「教育・研究成果物」という。）を電子化により蓄積し保存を進めるとともに、学内外へ無償で公開することによって研究・教育活動の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。この目的を達成するため、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録対象)

第2条 リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する対象は、本学において生産された次の各号に掲げる教育・研究成果物とする。〔文字資料以外の電子的資料（画像・データ集）を含む〕

- (1) 学術論文（大学紀要論文、学会発表資料等）
 - (2) 教育資料（講義資料、講演記録、プレゼンテーション資料等）
 - (3) 報告資料（学術報告書、科学研究費補助金研究成果報告書等）
 - (4) 大学刊行物（学部・学科その他による出版物、記念論文集等）
 - (5) その他、千里金蘭大学図書委員会（以下「委員会」という。）が適当と認めたもの
- 2 原則として、内外の学術機関等により公表されたものであること。
- 3 知的財産権に係る法令等、学会等の投稿規約等、商業出版社との契約条項等の問題が生じないものであること。
- 4 公開することについて倫理上その他の問題が生じないものであること。
- 5 ネットワークを通じて配信できるものであること。

(登録者)

第3条 リポジトリに教育・研究成果物を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 当該教育・研究成果物の生産に関与した本学の在籍者（過去に在籍したことのある者を含む）
- (2) 前号（1）を構成員に含む団体
- (3) その他、委員会が適当と認めた者

(登録手続き)

第4条 登録申請者は、次に掲げるリポジトリの登録条件を承諾したうえで、千里金蘭大学付属図書館（以下「図書館」という。）に「リポジトリ登録・公開承諾書」（以下「承諾書」という。）を提出するものとする。

- (1) 当該教育・研究成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
- (2) ネットワークを通じて複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
- (3) 複製物の保全（バックアップ）、および利用のための複製を行う。

(著作権に係る利用承諾)

第5条 当該教育・研究成果物の著作権に係る利用承諾の取扱は、次のとおりとする。

- (1) 著作権が当該教育・研究成果物の登録者のみに帰属している場合、登録者は本学に対し、前条に掲げる利用を無償で承諾する。
- (2) 著作権が登録者を含め複数の者に帰属している場合、登録者は本学に対し、前項に掲げる利用を無償で承諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。
- (3) 著作権が登録者以外に帰属している場合、登録者に代わり本学が、前項に掲げる利用を無償で承諾することについて、他の著作権者から同意を得なければならない。なお、著作権者があらかじめ承諾の方針を示している場合にはこれを要しない。
- (4) 当該教育・研究成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は本学に移転することなく、著作権者の元に留保される。
- (5) 「千里金蘭大学紀要」の著作権は大学に帰属するものとする。

(登録・公開)

第6条 リポジトリに登録する教育・研究成果物について、登録・公開に係る支障のないことを登録申請者に確認したうえで登録・公開する。「千里金蘭大学紀要」の電子化ならび公開については「千里金蘭大学紀要投稿規程」第10条(著作権)の定めによる。

(削除・非公開化)

第7条 リポジトリに既に登録された教育・研究成果物が次の各号のいずれかに該当する場合、委員会の議を経て登録された教育・研究成果物の一部又は全部を削除又は非公開化することができる。

- (1) 削除・非公開化の申請があった場合
- (2) 他者に帰属する著作権、所有権等を侵害する又は社会的に見て著しく不適切な内容を含むと認められる場合

(利用条件)

第8条 リポジトリに登録された教育・研究成果物を利用しようとする者は、その利用に際して次の各号に掲げる条件を遵守しなければならない。

- (1) 著作権法の定める条件
- (2) 公開する教育・研究成果物が、リポジトリで公開する以前に出版社等により出版・公表されており、投稿規則あるいは出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合にはその条件。

(免責事項)

第9条 登録された教育・研究成果物の内容に関する責任は、当該登録申請者が負うものとする。
2 本学は、登録された教育・研究成果物を利用することによって生じた利用者又は登録申請者の損害・不利益についても、一切責任を負わないものとする。

(事務組織)

第10条 リポジトリに係る事務は、図書館において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から制定施行する。